

弊社に対する行政処分の公表

処分内容、講じた措置等(処分を受けた日から3年間掲載)

以下の内容について、行政処分(文書警告)を受けました。

【平成30年9月11日の監査結果による処分】

(1)行政処分の内容

文書警告

(2)処分を受けた日

平成30年10月18日

(3)違反事項

運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。

(4)当該処分に基づき講じた措置

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき実施している乗務員研修に追加事項を盛り込み、指導・教育の徹底を図りました。

以上